

浴場管理の注意点

入浴施設については、適切な維持管理が必要です。下記の点に注意して、消毒、清掃、検査等を行い、衛生面の確保が十分に行えるよう、管理して下さい。

		連日使用型浴槽 (循環ろ過し 24 時間以上換水しない浴槽)	毎日完全換水型浴槽 (毎日入れ換えする浴槽)
浴槽水		週 1 回以上完全換水、清掃消毒	毎日完全換水、清掃消毒
パイプラ・ジェットバス		使用不可	使用可
水質検査 ※下記「水質基準」参照	原水	年 1 回以上	年 1 回以上
	浴槽水	年 2 回以上	年 1 回以上
		浴槽水の消毒が塩素系薬剤でない場合は、年 4 回以上	
浴槽水の消毒		遊離残留塩素濃度は、0.4mg/L（最大 1.0 mg/L を超えない）程度を保つ 結合塩素（モノロアミン）の場合は、3 mg/L 程度を保つ	
塩素の注入		ろ過器の手前、消毒装置は適切に管理	
ろ過器・消毒装置		ろ過器の逆洗浄は、週 1 回以上 浴槽に湯水がある時は、常時作動	
ヘアキャッチャー		毎日、清掃消毒	
循環配管		週 1 回以上消毒（塩素濃度 5～10mg/L 程度で行うなど） 年 1 回程度生物膜の点検、必要に応じて生物膜を除去	
水位計配管		週 1 回以上、洗浄消毒	
パイプラ装置など		適宜清掃・消毒、適切に生物膜を除去 （※湯水が滞留する、完全に排水できない場所）	
シャワーヘッドとホース		週 1 回以上通水、半年 1 回以上点検、年 1 回以上内部洗浄	
貯湯槽の設定温度		60℃以上（できない場合は必要な消毒）	
貯湯槽・調節箱		定期的に槽内を点検し、必要に応じて清掃消毒	
オーバーフロー回収槽		オーバーフロー水は基本的に浴用に再利用しない 回収槽を設け、適切に塩素消毒等を行う場合は可 頻繁に回収槽や配管の内部を清掃消毒	
入浴者への啓発		「浴槽内に入る前には体を洗うこと」等を入浴者の見やすい位置に啓発	
その他		浴場の管理者を定め、管理手引や点検表を作り記録をつける 水質検査及び浴槽水の消毒の記録は、3 年間保管	

水質基準

原水 (水道水以外を使用する場合) ※原水の性質によっては 1～4 適用しない		浴 槽 水 ※原水の性質によっては 1、2 適用しない	
1. 色 度	5 度以下	1. 濁 度	5 度以下
2. 濁 度	2 度以下		
3. 水素イオン濃度 (pH 値)	5.8～8.6		
4. 全有機炭素量 (TOC)	3 mg/L 以下	2. 全有機炭素量 (TOC)	8 mg/L 以下
過マンガン酸カリウム消費量	10mg/L 以下		
5. 大腸菌	検出せず	3. 大腸菌	1 個/ml 以下
6. レジオネラ属菌	10CFU/100ml 未満 (検出せず)	4. レジオネラ属菌	10CFU/100ml 未満 (検出せず)

※水質検査は、複数循環ろ過装置のある施設はろ過系列ごとに、掛流し式の場合は浴槽ごとで行うこと。

※水質検査の結果基準値を超えていた場合は、必ず保健所に報告を行い、改善終了後、再度水質検査を行い、安全確認を行うこと。

構造上の注意点

	設置の条件
シャワー・打たせ湯	循環ろ過していない湯水を使用、循環ろ過している湯水は不可
原水の注入口	浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造（※）
ろ過器	能力…一時間あたりのろ過能力が浴槽水量以上である 構造…ヘアキャッチャーがろ過器の手前にあり、逆洗浄が可能な構造 浴槽の底部に近い部分から補給される構造（※）
貯湯槽	完全に排水できる構造（※）
調節箱	清掃しやすい構造（※）
オーバーフロー水	オーバーフロー還水管は直接循環配管に接続しない構造（※）
水位計	水位計配管は内部を直接洗浄・消毒できる構造（※）
配管	配管内の浴槽水が完全に排水できる構造（※） 正確に配管の状況を把握し、不要な配管は除去（※）
気泡発生装置	空気取入口から土ぼこりが入らない構造
屋外浴槽 （露天・足湯等）	屋内外の浴槽水が混ざらない構造 植栽の土ぼこりが入らない構造

※令和２年７月１日以降に改築や大規模修繕を行う既存施設と新築の新規許可施設に適用されます。

配管洗浄方法（参考）

高濃度塩素消毒

- ・残留塩素濃度は高い程（10～50mg/L）良いのですが、循環系内の配管などの材質の腐食を考慮して、5～10mg/L 程度が妥当です。この状態で、浴槽水を数時間循環させます。バイオフィーム（生物膜）が存在している場合は、浴槽水が濁ったり発泡したりすることがあります。

※取扱の際は換気を十分に行い、保護具として、マスク、眼鏡、手袋等を使用すること。

過酸化水素

- ・過酸化水素水（２～３％）は、有機物と反応して発泡し、物理的にバイオフィームを剥離し、除去します。また、同時に強い殺菌作用があります。過酸化水素は、毒物及び劇物取締法で指定された劇物であり、取り扱いには危険が伴い、さらに処理薬品が多量に必要であること、洗浄廃液の化学的酸素要求量（COD）が高いことなども含め、専門の業者による洗浄が必要です。

加温消毒

- ・60℃以上の高温水を、循環させることで殺菌する方法です。ただし、循環系の材質によっては、劣化（例：塩ビ管の軟化劣化）、または腐食を促進することもありますので、事前に設備の確認が必要です。

【問合せ先】

松山市保健所 生活衛生課 生活衛生担当
〒790-0813 愛媛県松山市萱町 6 丁目 30-5
TEL：089-911-1807 FAX：089-923-6627
E-mail：hceisei@city.matsuyama.ehime.jp